

令和4年6月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和4年6月27日 午後1時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ☒欠席 ㊟遅刻 ㊟早退)		
○ 1 番 野中 孝 ☒ 2 番 瀬川 靖典 ☒ 3 番 佐次川 茂 ○ 4 番 益本 徳市 ○ 5 番 松永 敬資 ○ 6 番 松本 堅一 ○ 7 番 武部 文男 ○ 8 番 太田 重敏 ☒ 9 番 梶山 達男 ○ 10番 崎村 康子 ○ 11番 大石 恵子 ○ 12番 久保 繁徳 ○ 13番 松永 勝也 ○ 14番 高田 良彦 ○ 15番 田中 康 ○ 16番 松本 由美子 ○ 17番 柿山 享 ○ 18番 吉原 順穂 ○ 19番 伊藤 薫			
出席農業委員数 16名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美 ○ 大久保 耕次 ○ 岩木 保徳 ○ 山口 康明 ○ 濱崎 稔 ○ 増山 新太郎 ○ 末永 勇 ○ 鈴立 企一 ○ 百枝 純治 ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘 ○ 渡口 学 ○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 紙本 政信 ○ 北川 廣海 ○ 瀬川 伸清 ○ 松本 覚二			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	参 事 吉田 倉也	主 任 川村 和夫	
7. 議 長	伊 藤 薫		
8. 議事録署名委員の指名			
13 番 松 永 勝 也	14 番 高 田 良 彦		

事務局長 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、6月の農業委員会総会を開会いたします。総会に入ります前に、志水推進委員より一言ご挨拶がございます。

志水委員 ～ 挨拶 ～

事務局長 本日の欠席は、農業委員2番の瀬川委員、同じく農業委員3番佐次川委員、農業委員9番梶山達男委員でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

本日の協議事項におきまして、毎年8月及び9月に実施しております農地パトロールの日程等についてご協議いただきますので、よろしくお願いいたします。それから2点ほどご連絡でございます。まず1点目でございます。会計課の方からですが、市役所敷地内の喫煙所につきましては、この市民ホールの下に設けております。ただし、灰皿は設置しておりませんので、大変申し訳ございませんが、喫煙される方は携帯灰皿をご持参いただきますようお願いいたします。2点目でございます。総会中のご発言の折に、係員がマイクを持ち回りますので、マイクを用いてのご発言をしていただくようお願い申し上げます。以上2点のお願いでございます。

それでは、伊藤会長のご挨拶いただいて、総会に入りたいと思います。

会 長 こんにちは。令和4年6月の定例農業委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。6月は梅雨の時期だと思っておりますけれども、今年は猛暑日が続いて群馬県の伊勢崎で観測史上初という6月に気温40度超えとのニュースがっております。熱中症患者も急増し、死亡者も出ています。コロナ対策と併せて屋外で作業をされる農業委員さん、こまめな水分補給等の十分な対策をお願いいたします。今回は議案も少ないですし、早く終わると思います。まず参加をしておりますけれども、5月31日に開催された全国農業委員会会長大会について少し触れておきたいと思います。全国農業委員会会長大会は毎年開催されておりますが、今回は2020年がコロナで中止、21年がリモート開催、3年振りの開催となっております。会場は東京の渋谷公会堂で、全国から約1200人程度。事務局職員も併せて出席をしたという風に報道されております。大会の中では、農業農村の問題を取り上げた政策提案を行っておりまして、その中で付帯決議として農業委員会組織が取り組む新全国運動の推進と情報活動の強化に関する申し合わせ事項などを決議されております。それを持って大会終了後は政府国会に代表要請が行われております。長崎県におきましては23人出席をされておられます。3班に分かれて計8名の長崎県選出の国会議員に要請活動が行われております。金子農林水産大臣につきましては、代議員室で面会をされて、金子大臣より要請に対する内容として、まず農業経営基盤強化促進法の改正について大臣の方から、地域計画の策定に当たっては、農業委員会の皆さんの役目が非常に大きい。JA等関係機関、団体と一緒にやってしっかりとやって欲しい、取り組んで欲しいということをおっしゃっております。それから、今後の地域農業については、中山間直接支払、多面的機能支払

といった組織は、事務機能を含めうまくいっている場合が多い。こういう組織を作っていかなければならない。また、市町村が自分達の農業をどのように考え、どう守り、どう育てていくかということを示すことが大事であり、これはまちづくりの話だと考えている。こうしたことは市長村長、農林課ですね。が、主導すべきことでありますが、農業委員会についてもＪＡと一緒にあって取り組んでいただきたい。それから事務局体制の強化についても一定の理解を示されて農業委員会の活動や事務を効果的に支援するためには、県段階の体制を整備することが必要だと認識している。県職員ＯＢ等実情を知っている人を雇用できるように考えていきたい。そういうことで、農業委員会事務局職員の増員については、否定的でございますけども、県のサポート体制を充実していくという方向で理解を示されたと聞いております。来年は是非私も出席したいと思っておりますので、よろしくお願いします。大会については以上でございます。次に、国会について少しお話しておきたいと思います。今回提出された第２０８回通常国会については、１月に１５０日の会期を終えて、６月１５日に閉会をしましたけども、今回提出された６１法案全て可決されたということです。この中には、私達に関係する農業経営基盤強化促進法が一部改正等が含まれていますが、直接関係ある農地法の一部改正についてお知らせいたします。皆様も既にご承知と思いますが、農地法の下限面積が撤廃されました。下限面積は、農地を取得する場合、農家として認められている５０ａを下限面積として設定をしております。下限面積のほかに農業従事日数とか農機具の保有とかその他の要件がございますが、一番大きい農地の所有、自己所有と借りて耕作する農地併せて５０ａ以上を持てなければ農地を取得することができないということで定められておりますが、今回の法改正によって撤廃されることになりました。これは、今から誰でも農地の取得の申請をすると農地が持てるような状況でございます。これにつきましては、二面性があると思っております。まずメリットは、高齢化が進む中で、異業種からの参入によって後継者不足等を補完していくということもある程度期待されておりますけども、またその一方でデメリットとして、数年やってみて、やっぱり簡単じゃない、スーパーで買った方が安いという方向で、折角取得した農地を耕作放棄するということも数年後には出てくる可能性もあるし、また、投機目的に宅地転用等の不安も当然出てきます。いずれいせよ、県が言っていることにつきましては、これは法律でこう改正がありましたので、申請が出されたら、正当な理由がない限り許可することが正当ですね、不許可できないということが言われておりますので、だいたい農業委員会で審議をしても許可するという方向になっていきますので、農業委員、推進委員さんの役割も今後、監視や指導、取得後の指導もですね、十分見守っていくしかないと思っております。来年４月以降は非常に重要な局面を迎えるのではないかと。期待もあるんですけど不安も生じているということをお知らせしておきたいと思っております。それから、３点目に６月の２４日に長崎県農業会議の総会がございました。その中で、長崎県の重点目標５項目の１００％達成ということで、特別表彰を松浦市農業委員会が受けておりますので、お知らせをしておきます。農業委員の皆さん、１年間大変お

疲れ様でした。今後もご協力をお願いして開会の会長挨拶に変えたいと思います。ありがとうございました。

それでは、総会の日程に入っていきたいと思います。

議 長 議事録署名人の指名です。13番松永勝也委員、14番高田委員にお願いいたします。

4の各種報告に移ります。事務局お願いします。

事務局 各種報告です。議案は1ページをご覧ください。

農地移動適正化あっせん事業報告が1件ございます。先月5月の総会でもあっせん状況を報告していた分でございます。内容です。申し出日は令和4年3月25日で、申出人は調川町松山田免[]番地、[]氏の破産管財人弁護士、[]氏です。種類は売買で、対象地は調川町松山田免字若永山[]、同じく[]番の2筆で地目は田、合計面積は625㎡です。よろしくお願いいたします。

議 長 あっせん委員さんのご報告をお願いいたします。

坂本委員 推進委員11番の坂本でございます。以前から引き続き買っていただく方に当たってみておりますが、まだ買いたいと言われる方はおられません。やはり、場所が余り良い所ではないということを仰られます。以上でございます。

議 長 今、あっせん委員さんからの報告がありましたように、以前場所的にも非常に難しいということですね。先月に引き続き相手方を探している状況でございますけども、そういう状況の中で、今回については非常に厳しいということで、これにつきましては、農業委員会としては、あっせん委員さんの考えも、これ以上探しても難しいのではないかとされておりまして、取り下げか打ち切りかどちらかで終了したいと考えておりますが、ようございますかね。どちらかにしていきたいと、事務局とも話してそう進めていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、農地転用許可不要案件届出書の受理報告です。4件ございます。4件ともに届出人は、同一人になりますので、2件目以降の届出人名称等は簡略して説明させていただきます。

1件目です。届出人、東京都世田谷区玉川一丁目[]、[]株式会社基地局設置統括部部長、[]氏。農地の所有者は、志佐町西山免[]番地、[]氏。農地の表示は、志佐町西山免字西山[]、地目は畑、面積は2,321㎡のうち4㎡です。事業目的は、通信エリア拡大のために無線基地局を建設するというものでございます。転用期間は5年間で、以後申し出がなければ同一内容で自動更新されます。届出日は、令和4年5月17日、受理日は5月20日です。

2 件目です。届出人、[] 株式会社、[] 氏。農地の所有者は、志佐町田ノ平免[] 番地、[] 氏。農地の表示は、志佐町田ノ平免字水ノ元[]、地目は田、面積は 7 8 m²のうち 4 m²です。事業目的は、通信エリア拡大のための無線基地局の建設でございます。転用期間は 5 年間で、以後申し出がなければ同一内容で自動更新されます。届出日は、令和 4 年 5 月 1 7 日、受理日は 5 月 2 0 日です。

3 件目です。届出人、[] 株式会社、[] 氏。農地の所有者は、御厨町郭公尾免[] 番地、[] 氏。農地の表示は御厨町郭公尾免字倉ノ下[]、地目は田、面積は 1, 1 0 3 m²のうち 4 m²です。事業目的は、通信エリア拡大のための無線基地局の建設でございます。転用期間は 5 年間で、以後申し出がなければ同一内容で自動更新されます。届出日は、令和 4 年 5 月 2 6 日、受理日は 6 月 6 日です。

4 件目です。届出人、[] 株式会社、[] 氏。農地の所有者は、鷹島町原免[] 番地、[] 氏。農地の表示は、鷹島町原免字長畑[] 番、地目は畑、面積は 7 0 9 m²のうち 4 m²です。事業目的は、通信エリア拡大のための無線基地局の建設でございます。転用期間は 5 年間で、以後申し出がなければ同一内容で自動更新されます。届出日は、令和 4 年 5 月 2 6 日、受理日は 6 月 6 日です。

続きまして、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知(合意解約)についてでございます。2 件でございます。

1 件目は、貸人、平戸市田平町小手田免[]、[] 氏。借人御厨町相坂免[] 番地の[] です。農地の表示は御厨町小船免字大久保[] 番から下前久保[] 番までの 3 筆で合計面積は 3, 1 6 3 m²です。通知日は令和 4 年 5 月 1 3 日、受付日は 5 月 1 7 日です。こちらは先月総会で農地法第 3 条の贈与による所有権移転に伴う合意解約です。

2 件目です。貸人、志佐町高野免[] 番地、[] 氏。借人、志佐町田ノ平免[] 番地、[] 氏。農地の表示は志佐町高野免字田原[] と同じく[] の二筆、地目は田、合計面積は 2 2 2 m²です。通知日は令和 4 年 6 月 1 3 日で同日受付しております。こちらは、先月 5 月の総会で議案 4 1 号の農用地利用集積計画で決定していただいておりますが、この 2 筆につきましては、実際は耕作していないということが、総会後に判明しましたので、合意解約となったものです。

続きまして、議案は 2 ページをご覧ください。

2 アール未満農業用施設整備届の受理報告について 1 件ございましたので、説明いたします。届出人は志佐町庄野免[]、[] 氏。農地の表示は志佐町庄野免字大楠[]、地目は畑、面積は 1 8 9 m²で、そのうち届出面積は 4 0. 5 7 m²です。届出事由は農業用倉庫の建設です。届出日は令和 4 年 5 月 9 日、翌 5 月 1 0 日に受理し、翌 1 1 日に現地調査を行っております。受理通知日は 5 月 2 3 日です。こちらは、すでに平成 2 1 年に建築されたものですが、もともと農地転用届が不要であることから、2 アール未満の届出を失念されていたということで、事後報告となったものでございます。

続きまして、申請事件の処理状況です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

令和4年5月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5			石材加工工場 及び事務所用地	2,465 m ²	R4.6.15許可
			農家住宅及び倉庫用地	932 m ²	R4.6.15許可

続きまして、提案事件の集計表です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

申請事由		件数	面積		
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	2	419 m ²	769 m ²	1,188 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面積		
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		14	14,221 m ²	15,478 m ²	29,699 m ²
	賃借権	14	14,221 m ²	15,478 m ²	29,699 m ²
	使用貸借				
計		14	14,221 m ²	15,478 m ²	29,699 m ²

承認関係

内 容		筆数	面積		
			田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について		2		1,373 m ²	1,373 m ²
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)の決定について					

報告は以上でございます。

議長 はい。事務局の説明が終わりました。許可不要案件が4件、合意解約2件、2 a 未満の農業用施設整備届の受理報告が1件について、皆さんにご質問等伺います。何かございませんか。

委員 なし。

議長 無いということで、次に移ります。
議案4ページ、議案第45号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について、事件番号1番、2番について説明いたします。

事件番号1です。譲渡人は、岐阜県岐阜市森西■■■■番地■■■■、■■■■氏。譲受人は御厨町高野免■■■■番地、■■■■氏です。申請地は、御厨町大崎免字笠屋■■■■番、田251㎡ほか1筆で、合計面積が419㎡です。この申請地は、先月の5月総会で許可となり取得した■■■■氏の農地に隣接している位置関係です。申請事由は、■■■■氏が経営規模拡大のために■■■■氏へ土地の相談をされたところ、双方共に合意したということで、売買により所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が35,683.61㎡、農業従事者は2名、農業従事日数は年間250日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

事件番号2です。譲渡人は、大阪府枚方市天之川町■■■■、■■■■氏。譲受人は福島町原免■■■■番地、■■■■氏です。申請地は、福島町原免字原■■■■、畑769㎡です。申請事由は、■■■■氏は市外在住のため、農地の管理が困難ということで、今後の農地の管理につきまして、■■■■氏の方に相談されまして、双方共に売買で合意したということで、所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が8,461㎡、農業従事者は2名、農業従事日数は年間150日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上、2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の大久保委員のご意見を伺いたいと思います

推進委員 推進委員2番大久保です。事務局の説明どおりでございまして、この農地も管理はされておった訳ですが、ずっと耕作もされずにいた農地でございまして。周辺の方の同意も得ておりますし、この件に関しては、何ら問題は無いものと思っております。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、事件番号2番です。太田委員、よろしくをお願いいたします。

推進委員 8番農業委員の太田です。只今、事務局から説明があったとおりでございまして。■■■■さんは大阪在住でして、地元の■■■■さんが経営規模拡大して、その土地まで含めて購入したいということで■■■■さんの方も■■■■さんにならということで承認をして売買に至っているみたいです。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、事務局の説明及び地元委員さんの話で何ら問題ないという風なことでございまして、皆さんの方から何かご質問等ございませんか。

委 員 なし。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、議案第４５号につきましては、事件番号１番、２番共に許可相当としたいと思います。ありがとうございました。

次に議案第４６号に移ります。農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第４６号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和４年６月２８日としております。６ページに、賃貸借権再設定分２件及び賃貸借権新規分５件分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区分のご確認をお願いします。

議 長 以上について、地元委員さんのご確認をお願いいたします。

ようございますかね。ご質問等ございませんか。

無いようですので、議案第４６号につきましては、計画どおり決定をしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、議案４７号に移ります。これも農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。農業委員さん関係分でございます。

崎村委員、松本堅一委員、大石委員はご退席をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 説明の前に、今回は３名の委員さん関係分でございますので、一度にご退席されますと審議に影響がございますので、ご退席は委員さんご自身の関係分の審議の時にお願いいたします。大変お時間がかかってしまい、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

～ 崎村委員退席 ～

事務局 議案第４７号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき下記のとおり農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日は令和４年６月２８日です。１０ページに賃貸借新規分７件の各筆明細を記載しております。まず初めに、１番２番について、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 １番、２番につきまして、皆様から何かご質問等ございませんか。

委 員 なし。

議 長 問題ないようですので、１番２番については決定していきたいと思います。

～ 崎村委員着席 ～

議 長 続まして、3番、4番、5番、6番まで説明をお願いします。

～ 松本委員退席 ～

事務局 議案第47号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき下記のとおり農用地利用集積計画を決定する。というものでございます。公告予定日は令和4年6月28日です。番号3番、4番、5番、6番についてご審議よろしくお願いいたします。

議 長 3番、4番、5番、6番につまして皆様から何かご質問等ございませんか。

委 員 なし。

議 長 問題ないようですので、3番から6番について決定していきたいと思ます。

～ 松本委員着席 ～

議 長 続まして、7番について説明をお願いします。

～ 大石委員退席 ～

事務局 議案第47号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき下記のとおり農用地利用集積計画を決定する。というものでございます。公告予定日は令和4年6月28日です。番号7番についてご審議よろしくお願いいたします。

議 長 7番につまして皆様から何かご質問等ございませんか。

委 員 なし。

議 長 問題ないようですので、7番について農用地利用集積計画のとおり決定していきたいと思ます。ありがとうございました。

～ 大石委員着席 ～

議 長 それでは、議案第48号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第48号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定につきまして説明いたします。議案は13ページです。スライドを用意しておりますのでそちらをご覧ください。

番号1でございます。申出人は松浦市志佐町里免[]番地[][]氏です。土地の所在地は志佐町西山免字柳原[]、畑61㎡で、本年4月総会時に非農地判断を行った農地に隣接した位置関係です。白く囲っている所が4月総会で非農地判断を行った所です。そこに隣接をしている三角地が今回の申請地となっております。現地確認は事務局と柿山委員で行いました。申出人によれば15年以上耕作していないとのことでありました。以前はキウイフルーツを栽培していた農地の一部でした。スライドのとおり山林化している状況です。このような状況ですので、農地への復旧は困難であり、仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがないということから現況を山林として非農地とすることが妥当であるとする次第です。

続きまして、番号2について、申出人は松浦市御厨町前田免[]氏で、土地の所在地は星鹿町岳崎免字津崎[]番、畑1312㎡です。現地確認は事務局と増山推進委員で行いました。前方に見える山林化した所が申請地でございます。申出人によれば15年以上耕作していないとのことでありました。15年以上前の航空写真にて確認をすると、畑として利用していたことが確認できましたが、現在はスライドのとおり山林化している状況です。このため農地への復旧は困難であり、仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがないことから現況を山林として非農地とすることが妥当であると考えている次第です。

以上、2件につきましてご審議をお願いします。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。番号1につきまして、地元の柿山委員のご意見を伺いたいと思います。

農業委員

農業委員17番柿山です。6月15日に事務局と現地を立会いました。名義人の[]さんのおじいさんが15年前までキウイを栽培されておられましたが、その後誰も管理をされる人がいなくて、現在のような状況になっている訳です。非農地であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。続きまして番号2番について、地元の増山委員さんお願いいたします。

推進委員

推進委員、増山です。6月17日、事務局と私と3名で現地を確認いたしました。映像を見ても分かりますとおり、ほとんど山林化しており、再生が困難だろうと私は判断しました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、皆さんのご意見をお伺いいたします。何かございませんか。

委 員

なし。

議 長 はい、それでは番号１番２番につきましては、事務局、地元委員さんの話があったように、非農地として妥当ではないかということで、非農地通知を交付するものいたします。ありがとうございました。

 議案第４９号に入ります。令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価（案）及び令和４年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定についてを議題いたします。これは先月もお話をしていましたけれども、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第４９号令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価（案）及び令和４年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定についてでございます。これは、農林水産省通知の農業委員会の適正な事務実施について及び農業委員会による最適化活動推進等についてにより毎年作成するものでございます。この件につきましては、先月の総会で説明をさせていただいておりまして、その後市のホームページ、農業委員会の窓口において案を公表いたしました。農家からの意見を募ってございましたけれども、特に意見等はございませんでした。内容は先月のものと同様でございますので、詳細の説明については省略させていただきます。以上でございます。

議 長 先ほども申しましたように、案については先月見ていただいて、農業委員さんの方からも何も問題ないのではないかということでそのまま公表していましたが、市民の皆様からも何もないようですので、この案のとおり決定したいと思います。よろしいですか。

委 員 異議なし。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、別紙様式２のとおり決定していきたいと思います。

 それでは、６月定例会で予定されていた付議事項については以上で終了し、６の協議事項に入っていきたいと思います。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。協議事項です。

- ・「令和４年田畑売買価格について」
- ・「令和４年度農地パトロールについて」
- ・「タブレットの導入時期と導入台数について」

議 長 以上で予定をしておりました事務局からの協議事項について終了します。これもちまして、５月の農業委員会定例総会を終了します。次回の農業委員会総会は、７月２７日（１３時３０分～ 場所 市民ホール）といたします。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

１４ 時 ４６ 分